別紙二

装置	二　試験項目	三　測定器等
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器
送信装置	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器
送信装置	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
送信装置	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
送信装置	比吸収率	比吸収率測定装置
送信装置	入射電力密度	電界強度測定器
送信装置	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
送信装置	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
送信装置	プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
送信装置	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
送信装置	総合周波数特性	低周波発振器 電力計
送信装置	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信装置	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信装置	送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
送信装置	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信装置	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信装置	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ
受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器
受信装置	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
受信装置	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計
受信装置	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計
受信装置	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
受信装置	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ
受信装置	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計
受信装置	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
受信装置	局部発振器の周波数変動	周波数計
受信装置	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
受信装置	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計

一　装置	周波数～空中線電力	比吸収率	入射電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度～総合歪及び雑音
第二条第一項第一号の九の無線設備	[略]			[略]
第二条第一項第一号の十の無線設備				
第二条第一項第一号の十一の無線設備				
第二条第一項第一号の十二の無線設備				
第二条第一項第一号の十二の二の無線設備				
第二条第一項第一号の十三の無線設備				
第二条第一項第一号の十四の無線設備				
第二条第一項第一号の十五の無線設備				
第二条第一項第二号の無線設備				
第二条第一項第二号の二の無線設備				
第二条第一項第三号の無線設備				
第二条第一項第三号の二の無線設備				
第二条第一項第四号の二の無線設備				
第二条第一項第四号の四の無線設備				
第二条第一項第四号の五の無線設備				
第二条第一項第四号の六の無線設備				
第二条第一項第四号の七の無線設備				
第二条第一項第五号の無線設備				
第二条第一項第六号の無線設備				
第二条第一項第六号の二の無線設備				
第二条第一項第六号の三の無線設備				
第二条第一項第七号の無線設備				
第二条第一項第八号の無線設備			○注13	
第二条第一項第九号の無線設備				
第二条第一項第九号の二の無線設備				
第二条第一項第十号の無線設備		○注13		
第二条第一項第十号の二の無線設備		○注13		
第二条第一項第十一号の三の無線設備		○注13		
第二条第一項第十一号の四の無線設備		○注13		